

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠賀町は、改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

遠賀町長

公表日

平成27年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	住宅地区改良法の規定に基づき、改良住宅の管理業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①改良住宅の入居申込受付、入居者決定業務 ②改良住宅の使用料及び敷金の決定業務 ③使用料の収納業務
③システムの名称	住宅管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
居住者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一35項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二54項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第28条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設課
②所属長	建設課長 木村 晃
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 法制係 電話番号 093-293-1234 郵便番号 811-4392 住所 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 法制係 電話番号 093-293-1234 郵便番号 811-4392 住所 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

